

## 保険料改定のお知らせ（チラシ）の記載誤りの訂正とお詫び

平成28・29年度保険料改定について、平成28年6月24日に新聞折込チラシの配付を行いました。その記載内容に一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

### 所得の少ない方の軽減措置（平成28年度）の注意事項

【訂正後】 制度加入の前日まで、会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

【訂正前】 制度加入の前日まで、会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被保険者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。